

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

美馬市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

美馬市長

## 公表日

令和3年9月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の概要	<p>「予防接種法」に基づき定期予防接種に関する事務を行う。</p> <p>特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定            ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④委託料の支払い            ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等            ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給            ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</li> <li>・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。</li> </ul>
③システムの名称	1. 健康管理システム(健康かるて) 2. 中間サーバー 3. 団体内統合宛名システム 4. 住民基本台帳ネットワークシステム 5. ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種事務情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <div style="float: right;">             &lt;選択肢&gt;              1) 実施する              2) 実施しない              3) 未定           </div>
②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16の2項、16の3項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	美馬市保険福祉部保険健康課
②所属長の役職名	保険健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	美馬市企画総務部総務課 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-1212
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	美馬市保険福祉部保険健康課保健事業担当 〒777-8577徳島県美馬市穴吹町穴吹字九反地5番地 TEL0883-52-5611

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年9月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 特に力を入れている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 特に力を入れて行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月19日	IVリスク対策	なし	各項目ごとに入力	事後	評価書様式変更に伴うもの
令和2年9月17日	II 1対象人数	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	再実施に伴うもの
令和3年5月21日	I 1②事務の概要	<p>「予防接種法」に基づき定期予防接種に関する事務を行う。            特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定            ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④委託料の支払い            ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等            ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給</p>	<p>「予防接種法」に基づき定期予防接種に関する事務を行う。            特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。</p> <p>①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定            ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等)            ③照会申請による予防接種履歴の照会            ④委託料の支払い            ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等            ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給            ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務            ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。            ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。</p>	事後	システム追加に伴うもの
令和3年5月21日	I 1③システムの名称	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康管理システム(健康かるて)</li> <li>中間サーバー</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステム</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>健康管理システム(健康かるて)</li> <li>中間サーバー</li> <li>団体内統合宛名システム</li> <li>住民基本台帳ネットワークシステム</li> <li>ワクチン接種記録システム(VRS)</li> </ol>	事後	システム追加に伴うもの
令和3年5月21日	I 3法令上の根拠	<p>番号法 第9条第1項 別表第一 項番10            番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条</p>	<p>番号法 第9条第1項 別表第一 項番10            番号法別表第一の主務省令で定める命令 第10条            番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)            番号法第19条第5号(委託先への提供)</p>	事後	システム追加に伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月28日	I 4②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報照会の根拠】項番17、18、19 別表第二省令 【情報照会の根拠】第13条	情報照会:番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、17項、18項、19項 情報提供:番号法第19条第7号、別表第二 16の2項、16の3項	事後	再実施に伴うもの
令和3年8月4日	I 1②事務の概要	「予防接種法」に基づき定期予防接種に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。	「予防接種法」に基づき定期予防接種に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務で利用している。 ①住民基本台帳をもとに、予防接種対象者の選定 ②個人番号を用い、予防接種実施の登録(予防接種の種類、実施日、実施場所等) ③照会申請による予防接種履歴の照会 ④委託料の支払い ⑤交付申請による転入者・予診票紛失者への予診票配布等 ⑥定期接種により健康被害が生じた場合の給付金の支給 ⑦新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。	事後	再実施に伴うもの
令和3年9月1日	I 3法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第5号(委託先への提供)	番号法 第9条第1項 別表第一 項番10 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年9月1日	I 4②法令上の根拠	情報照会: 番号法第19条第7号、別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第7号、別表第二 16 の2項、16の3項	情報照会: 番号法第19条第8号、別表第二 16 の2項、17項、18項、19項 情報提供: 番号法第19条第8号、別表第二 16 の2項、16の3項	事後	番号法改正による号ずれに伴うもの